



## 「理事会」活動報告

理事会は、6月から毎月一回開催し、様々な事項を検討しています。その要旨を報告します。

◎6月理事会(6月19日)

<決議事項>

- 1.組織体制の確定
- 2.各部門にて検討する項目・手順
- 3.財政検討委員会

<報告事項>

- 1.0号線漏水補修工事
- 2.第一ポンプ室ドレン設置
- 3.自治会館トイレ補修工事
- 4.管理会社による業務報告収支報告

◎8月理事会(8月20日)

<決議事項>

- 1.道路補修改善箇所実施
- 2.文書・ブログを活用した広報方針
- 3.街路灯節電実施
- 4.水道及び道路関連、樹木関連提言

<報告事項>

- 1.ゴミ問題の現状報告
- 2.管理会社による業務報告収支報告

◎7月理事会(7月16日)

<決議事項>

- 1.第13回通常総会議事録作成
- 2.管理会社からの別枠工事積算  
工事管理・見積
- 3.自治会ホームページ検討

<報告事項>

- 1.マンションとの簡易水道に関する協定書
- 2.街路灯節電
- 3.auアンテナ鉄塔建設内容変更
- 4.管理会社による業務報告収支報告

◎9月理事会(9月17日)

<決議事項>

- 1.財政検討委員会中間報告
- 2.広報文書配布
- 3.残土置場
- 4.別荘地隣接者からの排水クレーム

<報告事項>

- 1.第一貯水槽に通じる市道補修工事
- 2.道路を越えて隣家屋根に迫る樹木の処理検討要請。
- 3.0号線漏水工事(今期5箇所目)
- 4.危険な駐車車両に対する注意文書貼付
- 5.管理会社による業務報告収支報告

『うぐいすの森・理事会』担当

## 「財政検討委員会」中間報告

財政検討委員会は、6月から毎月一回開催し、様々な事項を検討しています。

主な検討事項は、

- ①昨年度の財政赤字の原因
- ②ライフラインである、『水』『道路』対策
- ③水道の『市水道化』『市水道水の買上』について
- ④自治会保有財産(農園・テニスコート・公園)の売却について
- ⑤管理費・水道料金値上に関して

等々です。

『市水道化』については、超膨大な資金が必要であり絶望的な状況にあります。

また、『市水道水の買上』についても、導入設備にかなりの費用が掛かります。更に各戸が支払う水道料金を試算した処、毎月最低6~9,000円(現行毎月最低1,600円)となる事が判り、当面は『買上』を見送る方向としました。

11月時に答申することで鋭意検討していますが、より良い内容にするために、場合によっては12月答申にずれ込むこともあります。(その折には、予めご了承下さい)

『うぐいすの森・自治会・財政検討委員会』担当

# ボ ラ ン テ ィ ア

## 「うぐいすの森・別荘地」をボランティアでより良くしよう

別荘地内の道路は、斜面の下部にある場合も多く、道路に向かって地下水が通り、陥没等の変状を起こす原因にもなっている場合も有ります。

変状を起こした0号線・G-659付近の道路で、10月上旬から有志のみなさんのボランティア活動により、側溝の下に有孔管を埋設する地下水対策の工事を試験的に行う予定です。

うぐいすの森別荘地は、平成10年末から自治会により運営管理を行ってまいりました。開発から40年有余、木々は大きく成長しました、しかしインフラは歳を取り悲鳴を上げかけています。いろいろと手を加える必要が多くなっています。

うぐいすの森を取巻く近郊の生活施設や道路は進化し、定住型そして長期滞在型の別荘地としての環境はより良く変化しています。

別荘地内の環境を少しでも良くしようと、素人の知識と力を出し合って少人数では有りますが、これまでに、諸施設の補修・ゴミステーションの改善・木の伐採等を行ってきました。

活動にあたっては、小さなボランティア活動として、身近で気が付いた箇所を、出来る範囲で、作業は自己責任の範疇で自分自身の身を守り、また他の参加者が危険な場面に遭遇しないように出来るだけ注意を配り、遠慮なく注意をし合い、事故防止に努めながら、楽しく笑いながら出来る範囲で行っています。

先般、別荘地内に建物をお持ちの方々に、ボランティア活動へのアンケートを配布し、御意見も伺いました。

活動に参加して頂ける方が少しでも増えれば、それだけ環境も改善されます。活動の内容・参加の仕方等についての意見でも、関心を持って頂ければ幸いです。

みなさん、うぐいすの森での、より良い別荘地ライフに向けて一緒に頑張りましょう。

『うぐいすの森・自治会』ボランティア担当

## 別荘地入口の坂道(山側)樹木伐採作業のご協力をお願い

うぐいすの森別荘地への平井からの坂道山側斜面には木々が生長し、降雨時などの交通に支障を来たすことが多く有ります。

自治会として看過できず、地元地権者に相談した処、「地権者自ら処理はできない。伐採してもらってよい」との了解を戴きました。

本来であれば、地権者による伐採実施を望むところですが、立木の枝が乗用車やトラックに当り事故発生の危険もあり、また美観的にも対処しなければならぬ状況にあります。自治会としても手をこまねいているわけにもいかず、皆様のお力をお借りして伐採作業等を行うことに致しました。

そこで、皆様のご協力を頂き次の作業を予定していますので、ご参加下さい。

[I]日時(予定)・・・11月20・21日(日月)午前9時～午後4時頃

(荒天のときは次週に延期) <第二回目以降は未定>

[II]作業内容・・・①樹木伐採 ②倒木枝払い ③運び出し ④道路交通整理 など

[III]作業器具・・・チェーンソー、斧、鋸等携行下さい(自治会での多少の準備もあります)

[IV]参加・・・11月17日までに、管理事務所にお申出ください。(当日の飛び入りも歓迎です)

(当日は参加できないが、作業器具・軽トラック等を貸出して下さる方もご一報下さい)

[V]その他・・・作業当日は、入口坂道の交通整理に当りますので、車の通行は現場交通整理員の指示に従って通行下さる様ご協力下さい。

『うぐいすの森・自治会』道路班・樹木班担当

## 「主役はあなたです」=ゴミ分別作業について=

「交通安全あなたが主役」。なるほど私もあなたも自分でやらなければ安全社会は実現しません。人まかせでは駄目なのですね。

「うぐいすの森・あなたが主役」。その通りです。今まで丸善建設のお客様として管理料を払えば後は全部御任せして良かったのですが、今はそう行かなくなりました。私達一人一人が自発的にやらねばならなくなったのです。

課題の一つ、塵芥処理について、瓶・容器回収籠を設置・皆様の便に供しています。あとは、燃えるもの・埋立・軟質プラスチックや衣類・段ボール・新聞・紙等の資源ゴミ等、皆様に分別をお願いして処理しております。

今一番の大きな問題は、佐久市条例通りの分別がなされないものが余りにも多い事です。その結果、未回収のものが多くあり、その処理のため多額の費用が自治会会計を圧迫している事です。

是非分別の徹底に御協力下さいます様お願いいたします。具体的に目立った事を申し上げます。

- 1.袋は市指定のものを利用してお名前を記入下さい。スーパー商店等の買い物袋は回収されません。市指定の袋は管理事務所にもあります。(有料で提供しています)
- 2.瓶など、容器は指定通りに籠に入れて下さい。  
(プラスチック容器・アルミ缶・スチール缶・透明瓶・茶色瓶・その他の色瓶 に区分して)
- 3.スプレー缶は必ず穴をあけてください。(穴あけ道具をご利用下さい)
- 4.家電製品、大型ゴミは取扱いません。(持込まない様にして下さい 各自で有料処理して下さい)
- 5.分別で判らない時は、管理事務所(0267-62-6327)にお問合せ下さい。

『うぐいすの森・自治会』ゴミ問題担当

## =地権者の皆様へ= 敷地内樹木管理のお願い

うぐいすの森も開設40年余り、成長も著しい木々に覆われた別荘地は、暗いイメージでさえなっています。すでに皆様方にご報告したとおり、最近では、樹木による各種被害が続発して別荘地の安全を脅かしております。

今年の15号台風では5箇所倒木があり、内1件は家屋をかすめ電話線・引込電線を切断する事故も発生しています。昨年には、倒木が隣家の屋根を直撃し被害を与え、別件では隣家の駐車中の乗用車に倒木が当り被害が発生。いずれも多額な賠償問題となりました。

特に土地のみのオーナーの土地にある樹木に問題が多くあり、別荘を利用している皆様の脅威となっています。土地のみ所有のオーナーの方々は、是非もう一度別荘地に足を運び、ご自分の土地・樹木の現況等をご確認いただき、危険防止のための充分な手立てを講じてください。

- ・実際に被害を与えて発生する賠償金額は多額です。事前の手立ての費用の方が安く安心です。
- ・実際に被害を与えて発生する賠償金額の支払は、「高齢だから」「金銭の余裕が無いから」と言って免除されません。

上記二点をご理解の上、全オーナーが自己の敷地内の樹木管理を適切に行ってください。

『うぐいすの森・自治会』樹木班担当

今回お送りした広報に関して、ご意見をお寄せ下さい。今後の活動の参考に致します。

また、11月の伐採等の作業に、一人でも多くのご参加・ご協力をお願いいたします。

『うぐいすの森・自治会』 広報担当